

2008年9月17日

もう施設には帰らない

障害者福祉サービス等に係る報酬・基準 改定に関する追加意見

障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会
代表 室津 滋 樹

人材の確保対策は急務です。グループホームスタッフの待遇改善を行うべきです。報酬額、及びその額を算出するための人件費が低すぎます。グループホーム・ケアホームの人員配置基準、及び報酬額の見直しが必要です。

(1) 「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」(平成19年8月28日厚生労働省告示第289号)に基づき、福祉・介護ニーズに的確に対応できる人材を安定的に確保していくために、グループホーム等で働く職員の報酬額の見直しが必要です。

(2) 現在の報酬単価は低すぎます。

現在の生活支援員の報酬単価から時間単価を計算すると、東京・神奈川・愛知・大阪では最低賃金を下回ることとなります。「指針」に基づき、基本的な単価を見直す必要があります。

(3) グループホーム等の実態にあった報酬とするためには、朝・夕の基本となる時間帯、深夜の時間帯、日中入居者がいる場合(土、日、入居者が通所していない日)の時間帯、それぞれの時間帯にあわせて報酬額を設定し、その組みあわせができるようなしくみにすることが必要です。

(4) 夜間体制については、夜寝ない人がいたり、トイレに介助が必要な人がいれば、その入居者数に関わりなく、泊まりの人をおかなければならないので、個人単位の算定方法では困難です。

夜間体制の考え方として、二つの側面があります。一つは、入居者全体で共有するサービスとして待機も含めて担っているものであり、もう一つは、実際に深夜帯に直接的な援助をおこなう場合です。

前者については、障害程度区分に関わりなく、対応している入居者数に応じて共通した報酬額を設定し、後者については、生活支援員の報酬と同じく、それを必要としている人には個別に障害程度区分に応じて算定していくようなやり方を検討する必要があります。

- ① 夜間の時間帯に障害程度区分にかかわらず、常時、泊まりの援助者を1人配置している場合、援助者1人が対応している人数に対して人件費1人分を確保できる報酬単価を算定すべきです。(対応している人数が多くなれば、入居者1人あたりの報酬額は下がります)
- ② 夜間の時間帯に複数の援助者による体制を組む必要がある場合、①の一人分に加えて、援助の必要な入居者に対して、個別に障害程度区分毎の報酬額を夜間の報酬単価として算定すべきです。
- ③ 夜間の時間帯に、断続的に巡回による支援をおこなう場合については、巡回している時間数によって、算定のランクを設けるべきです。

グループホーム体験入居事業を作ってください

21年度に向けて新しい障害福祉計画が策定されます。アンケートや個別の説明だけでは一人一人の意向を丁寧に聞き取ることが難しい場合があります。

グループホームの部屋に空きがある場合、体験入居ができるよう、制度を創設してください。

15歳～20歳未満で障害基礎年金を受給できない入居者の負担軽減のための手当等の施策を検討してください

20才に満たない入居者は、年金を受給することができないために、生活費に充てるべき所得保証が全くありません。負担金の免除や年金がでるまでの間の手当等の施策が必要です。